

丘の上在宅診療所 居宅療養管理指導 重要事項説明書

(2025年5月1日現在)

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定介護予防居宅療養管理指導サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定介護予防居宅療養管理指導サービスを提供する事業者について

事業所名称	丘の上在宅診療所
介護保険指定事業所番号	2711610713
事業所所在地	〒565-0834 大阪府吹田市五月が丘北 14-63
連絡先	電話 06-6170-4666
診療時間	月曜日～金曜日 9:00～17:00
管理者	医師 佐藤秀峰

2 事業の目的及び運営の方針、職務内容

事業の目的	当事業所は、利用者が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、療養上の管理及び指導を行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。
運営の方針	丘の上在宅診療所において実施する指定居宅療養管理指導（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の指定居宅療養管理指導従業者が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定居宅療養管理指導を提供することを目的とする。指定居宅療養管理指導は、居宅要介護者を対象とし、管理栄養士が利用者に対してその居宅を訪問して心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理や指導を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上を図る。

●診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所

職	職務内容	人員数
医師	1 通院が困難な利用者に対して、利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づいて、居宅サービス計画の策定等に必要の情報提供を行います。利用者、家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導、助言を行います。 2 利用者、家族に対する指導又は助言については、文書等の交付により行うよう努めます。 3 文書等により指導、助言を行った場合は、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存し、口頭により指導、助言を行った場合は、その要点を記録します。 4 利用者の居宅サービス計画作成等について必要な情報を、介護支援専門員等へ情報提供します。	1名以上
管理栄養士	1 管理栄養士は、医師の指示に基づき、栄養ケア計画を作成し、患者又は家族に、栄養管理に係る情報提供及び栄養食事相談、助言を行います。 2 作成した計画を利用者、家族に提供するとともに、提供した介護予防居宅療養管理指導の内容について、利用者、家族に対して文書等で提供するように努め、速やかに記録を作成するとともに、医師に報告します。 3 概ね3月を目途として、当該計画の見直しを行います。	1名以上

3 提供するサービス内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
介護予防居宅療養管理指導	要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、医師、管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(2) 介護予防居宅療養管理指導事業者の禁止行為

介護予防居宅療養管理指導事業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑤ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑦ 利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

区分	サービス提供者	基本単位
医師が行う場合	介護予防居宅療養管理指導費（Ⅰ） 単一建物居住者1人に対して行う場合（月2回まで）	515 単位
	介護予防居宅療養管理指導費（Ⅰ） 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合（月2回まで）	487 単位
	介護予防居宅療養管理指導費（Ⅰ） 上記以外の場合（月2回まで）	446 単位
	介護予防居宅療養管理指導費(Ⅱ) （医科診療報酬点数表の在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時 等医学総合管理料を算定する利用者に関する居宅療養管理指導） 単一建物居住者1人に対して行う場合（月2回まで）	299 単位
	介護予防居宅療養管理指導費(Ⅱ) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合（月2回まで）	287 単位
	介護予防居宅療養管理指導費（Ⅱ） 上記以外の場合（月2回まで）	260 単位

区分	サービス提供者	基本単位
管理栄養士が行う場合	介護予防居宅療養管理指導費（Ⅰ） 単一建物居住者1人に対して行う場合（月2回まで）	545 単位
	介護予防居宅療養管理指導費（Ⅰ） 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合（月2回まで）	487 単位
	介護予防居宅療養管理指導費（Ⅰ） 上記以外の場合（月2回まで）	444 単位

※（利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

※ 当該利用者の計画的な医療的管理を行っている医師が、当該利用者の急性増悪等により一時的に頻回の栄養管理を行う必要がある旨の特別指示を行った場合に、当該利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合に、その指示の日から 30 日間に限って、1 月に 2 回を超えて、2 回を限度として、所定単位数を算定します。

4 その他の費用について

①交通費	介護予防居宅療養管理指導に要した交通費を請求することがあります。
②キャンセル料	利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。
③その他	保険の適応されない物品や処置に実費負担が生じる場合があります。実費負担が発生する場合は本人・ご家族へ事前に説明をし、了解を得るよういたします。

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法

請求方法等	利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額（医療保険利用分を含む）はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月にお届けもしくは郵送します。
支払い方法等	お支払いは原則口座引き落としとさせていただきます。引き落とし手続き完了までの未収分は、原則、初回引き落とし時に一括で引き落としさせていただきます。お支払いの確認をしましたら、領収書をお渡しもしくは郵送いたします。

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当する職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

相談担当者氏名 佐藤秀峰

連絡先電話番号 06-6170-4666

※ 担当する職員の変更に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

- サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとしします。
- 管理栄養士が行う介護予防居宅療養管理指導については、医師の指示に基づき策定する「栄養ケア計画」に基づき、実施します。
- 上記計画については、訪問後、必要に応じ計画の見直しを行う。「栄養ケア計画」、「管理指導計画」は概ね3月を目途に見直しを行います。
- 従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。
- 暴力・暴言・ハラスメントは固くお断りします。
- 職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにもご協力をお願いいたします。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置

を講じます。

- ◇ 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	医師 佐藤秀峰
-------------	---------

- ◇ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- ◇ 虐待防止のための指針を整備しています。
- ◇ 成年後見制度の利用を支援します。
- ◇ 苦情解決体制を整備しています。
- ◇ 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ul style="list-style-type: none">① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業員」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。④ 事業者は、従業員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護について	<ul style="list-style-type: none">① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治

医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12 身分証携行義務

介護予防居宅療養管理指導を行う者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

介護予防居宅療養管理指導の実施に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 サービス提供の記録

- ① 文書等により指導又は助言を行うように努め、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存します。口頭により指導又は助言を行った場合は、その要点を記録します。その記録は、提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

15 衛生管理等

- ① サービス提供職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定介護予防居宅療養管理指導事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

16 サービス提供に関する相談、苦情について

- ① 苦情処理の体制及び手順
提供した指定介護予防居宅療養管理指導に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- ② 苦情申立の窓口

丘の上在宅診療所	所在地 吹田市五月が丘北 14-63 電話番号 06-6170-4666 受付時間 9:00~17:00 (月曜日~金曜日)
吹田市役所 高齢福祉室 介護保険グループ	所在地 吹田市泉町 1-3-40 電話番号 06-6384-1341 FAX 06-6368-7348 受付時間 午前9時~午後5時半 (土日・祝日を除く)

大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪市中央区常磐町 1-3-8 電話番号 06-6949-5446 FAX 06-6949-5417 受付時間 午前9時～午後5時（土日・祝日を除く）
----------------	---------------------------------------------------------------------------------------

.....

利用者本人

代諾者 に対して

重要事項説明書を交付のうえ、

医師による居宅療養管理指導

管理栄養士による居宅療養管理指導

のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

説明年月日 年 月 日

説明者

大阪府吹田市五月が丘北1 4-6 3 丘の上在宅診療所 院長 佐藤秀峰

私は、重要事項説明書に基づいて説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。

利用者	住 所	
	氏 名	

代諾者	住 所	
	氏 名	(続柄)

緊急連絡先 <input type="checkbox"/> 代諾者と同じ	住 所	
	氏 名	(続柄)
	電 話 番 号	